

鳥インフルエンザウイルス不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性に関する御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成16年3月11日～平成16年3月24日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 5通(1通に複数意見の記載の場合あり)
4. 主な御意見の概要及びそれに対する動物用専門調査会の回答

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
1	<p>ノビリスH5は私の知るところでは、少なくとも2回接種がメキシコにおいては用法・用量として定められておりますが、示された攻撃試験の設定では1回のみワクチン接種となっております。このような不十分な免疫条件のもとで実施された攻撃試験であることを記述することなしに、鳥インフルエンザワクチンの効果についての結論を出すことは、たとえ緊急対応であるとしてもいかなるものかと思えます。</p>	<p>当該ワクチンの推奨プログラムでは、採卵鶏及び種鶏のみに2回接種を推奨しています。メーカーとしては、使用条件のうちより厳しい条件下で試験を実施したものと考えています。</p>
2	<p>世界にはインターベット社の鳥インフルエンザワクチンだけでなく他社でも製造されております。まず、この点を記述することなしにインターベット社の製品についてのみ評価が行われ、それがインターネットやマスメディア等でも発表されることには大いに問題と思えます。</p>	<p>「はじめに」にあるとおり、今般食品健康影響評価を求められている対象が当該ワクチンであるため、評価はこれについてのみ実施しています。</p>
3	<p>モニター鶏の設置や使用方針の厳守(専門の監視機関の必要性があると考えます)するなど、十分な管理措置を前提として、本件「食品健康影響評価」報告書にある内容から、鳥インフルエンザ不活化ワクチン使用に関する健康被害はほとんどないものと判断できます。</p> <p>ただ、消費者においては、ワクチンと抗生物質、抗菌剤などの違いが認識されていない方も多く見受けられ、「ワクチン使用」=「薬漬けの飼育」という誤解を生むことになるかもしれません。これを防止するため、消費者(国民)に対する正しい知識(情報)の伝達が必要であると考えます。</p> <p>肉用鶏に対しては、「接種後36週間の休薬期間」の問題を解決する必要があると思えます。</p>	<p>動物用医薬品には様々なものがありますが、なるべく個々の性質を把握できるよう、今後、工夫していきたいと思えます。</p> <p>また、休薬期間については、アジュバントの残留について詳細な情報が不足していましたが、評価の緊急性を鑑み、安全域をみて留意点を指摘しています。今後詳細な情報が得られれば、それにそって判断していくこととなります。</p>

4	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時に発生現場をリング状に囲んで、一回のみ接種し、その後その肉を廃棄させる方法は実効性がないため、毎年恒常的に使うのであればワクチンを使う意味も実効性もない。 ・ 備蓄されているワクチン以外のワクチンの検討が必要。 ・ 我が国が鳥インフルエンザウイルスに高度に汚染されているという前提の下に国の対策を示すべき。 ・ ワクチン使用と早期発見・とう汰などに対する養鶏家への補償が必要。 ・ ワクチンは使用しないで欲しい。 ・ ワクチンを使用した場合は感染の有無にかかわらず殺処分して欲しい。 ・ 現在処分されている鶏肉・鶏卵について食べても安全であれば加工して貧困に悩む国に提供してはどうか。 ・ 鳥インフルエンザの拡大は政府の対応に問題がある。 	<p>今回の意見募集の趣旨には該当しないと考えられます。</p> <p>なお、ワクチンの使用方針については、食品安全委員会では不顕感染鶏群の排除等、十分な管理措置が実施されることが必要と考えており、今後農林水産省の審議会で詳細が検討されることとなっています。</p>
---	--	---